別紙１

山梨県富士山科学研究所ネットワークシステム機器等

賃貸借仕様書

令和７年　月

山梨県富士山科学研究所

目次

[１　概要 1](#_Toc198110771)

[１．１　調達名 1](#_Toc198110772)

[１．２　背景と目的 1](#_Toc198110773)

[１．４　調達の概要 1](#_Toc198110775)

[１．５　納入場所 1](#_Toc198110776)

[１．６　調達スケジュール 1](#_Toc198110777)

[１．７　支払条件 2](#_Toc198110778)

[２　成果物 2](#_Toc198110779)

[２．１　成果物及び納入期限 2](#_Toc198110780)

[２．２　作成上の注意 2](#_Toc198110781)

[２．３　検査方法 3](#_Toc198110782)

[３　本調達に係る要件 3](#_Toc198110783)

[３．１　共通要件 3](#_Toc198110784)

[３．２　借入物品の調達に係る要件 3](#_Toc198110785)

[３．３　借入物品の保守に係る要件 4](#_Toc198110786)

[３．４　借入物品の撤去及びデータ消去に係る要件 4](#_Toc198110787)

[４　その他 5](#_Toc198110788)

[４．１　情報セキュリティ要件 5](#_Toc198110789)

[４．２　機密保持 6](#_Toc198110790)

[４．３　知的財産権の帰属等 6](#_Toc198110791)

[４．４　契約不適合責任等 7](#_Toc198110792)

[４．５　遵守事項 7](#_Toc198110793)

[４．６　特記事項 7](#_Toc198110794)

◇仕様書添付資料◇

１　仕様書別紙１「ネットワーク構成図」

　　　　２　仕様書別紙２「借入物品一覧」

　　　　３　仕様書別紙３－１～３－８「借入物品仕様一覧」

　　　　４　仕様書別紙４「借入物品の設置作業」

　　　　５　仕様書別紙５「概略スケジュール」

６　仕様書別紙６「付帯作業一覧」

# １　概要

## １．１　調達名

　　　　山梨県富士山科学研究所ネットワークシステム機器等賃貸借

## １．２　背景と目的

　　　　山梨県富士山科学研究所（以下「研究所」という）では、平成９年から山梨県富士山科学研究所ネットワークシステムを導入して研究所ホームページによる情報発信及び業務において必要なインターネット利用等を行っている。

当該ネットワークシステムを構成する現行のハードウェア及びソフトウェアの賃貸借期間は令和２年１２月２８日（月）から令和７年１２月２７日（土）までとなっており、当該システムを継続利用するため、賃貸借によるハードウェア及びソフトウェア（以下「借入物品」という。）の調達及び保守管理を行う。

　　　　本仕様書は、借入物品の賃貸借及び利用期間中の保守等について定めるものである。

## １．３　山梨県富士山科学研究所ネットワークシステムシステムの概要

　　　　富士山科学研究所のホームページによる情報発信や業務に必要なインターネット利用等を行うシステムである（仕様書別紙１「ネットワーク構成図」参照）

## １．４　調達の概要

　（１）借入物品の調達

　　　　本仕様書に定める借入物品の調達を行い、研究所が指定する場所に納入する。借入物品の詳細は、仕様書別紙２「借入物品一覧」及び仕様書別紙３－１～３－８「借入物品仕様一覧」に示す。

また、借入物品の納入にあたり必要となる付帯作業は、仕様書別紙６「付帯作業一覧」に示す。借入物品を利用する環境については、仕様書別紙４「借入物品の設置作業」に示す。

　（２）借入物品の保守

　　　　借入物品について、必要な保守作業を実施するとともに、研究所からの問い合わせへの対応等を行うこと。

　（３）借入物品の撤去及びデータ消去

　　　　契約期間終了後に本調達による借入物品の撤去及び借入物品に搭載されているハードディスク等の記憶装置のデータ消去を実施し、その結果を報告すること。

## １．５　納入場所

　　　　山梨県富士山科学研究所内及び山梨県富士山科学研究所副所長が指定する場所

## １．６　調達スケジュール

　（１）概略スケジュール

　　　　本調達に係るスケジュールの概略を仕様書別紙５「概略スケジュール」に示す。

　（２）契約期間及び借入物品の賃貸借期間

　　　　契約期間　：契約日から令和１２年１２月２７日（金）まで。

　　　　賃貸借期間：令和７年１２月２８日（日）から令和１２年１２月２７日（金）まで。

　　　　令和７年１２月２８日（日）から借入物品を使用できるよう、令和７年１２月２６日（金）までに設定等を終え納入すること。

また、ソフトウェアライセンス・保守等についても、設定等の期間分を本調達に含めること。

## １．７　支払条件

　　　　１．４（１）から（３）に示す本調達に係る一切の費用については、所要の手続きの上、毎月支払う。

# ２　成果物

## ２．１　成果物及び納入期限

　　　　受注者は、次の成果物を納入期限までに提出すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 名称 | 媒体・部数 | 納入期限 | 備考 |
| １ | 借入物品一式(\*1) | 仕様書別紙１に示す数量 | R7.12.26 |  |
| ２ | 借入物品一覧 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 |  |
| ３ | 借入物品仕様一覧 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 |  |
| ４ | 機器設定書 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 |  |
| ５ | 製品マニュアル | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 |  |
| ６ | ライセンス証(\*2) | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 |  |
| ７ | 保守計画書 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 | 別途指定する期限までに提出し、承認を得ること。 |
| ８ | 保守体制図 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | R7.12.26 | 別途指定する期限までに提出し、承認を得ること。 |
| ９ | 保守業務実施  報告書 | 製本　正・副　各1部  電子　正・副　各1部 | 別途指定する期限 |  |

(\*1) 借入物品一式とは、本調達で調達した物品等一式を指す。

(\*2)ライセンス証は、正版に原本を、副版に写しを付すこと。

## ２．２　作成上の注意

　（１）成果物の作成など提出に係る工数及び必要な資材はすべて受注者が負担すること。

　（２）成果物は日本語で作成すること。また、製本は日本産業規格Ａ４版を原則とし、目次及びインデックスを付してチューブファイル等にまとめて提出すること。ただし、図表については、必要に応じてＡ３版縦書き・横書きを使用することができる。

　（３）「媒体・部数」欄の電子とは、電子データをCD等の媒体で提出することを指す。なお、電子データは、原則としてMicrosft365 Apps（Word、Excel、PowerPoint）で参照及び編集できる形式とすること。

　（４）ハードウェア及びソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれの対象ごとに分類・整理して提出すること。

（５）機器設定書には以下の図表等を含むこと。

　　　　・ネットワーク図および電源ケーブル類配置図

・IPアドレス管理表

・ラック搭載図

・アカウント管理表

・サーバ詳細設定シート

・スイッチ設定シート

・スイッチコンフィグシート

## ２．３　検査方法

　（１）成果物の確認及び内容審査をもって検査とする。

　（２）成果物の確認及び内容審査時に修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正し提出すること。

# ３　本調達に係る要件

## ３．１　共通要件

　（１）全て新規に用意すること。また、個別にバージョン等を指定するものを除き、最新版を原則とすること。

　（２）借入物品は、パッチ及び最新アップデートプログラムが入手可能なものであること。

　（３）借入物品に対する保証サポートを受けるために、予めユーザ登録等の手続きを行う必要がある場合、受注者は、研究所をユーザとして登録する手続きを適正に行うこと。また、受注者は、登録手続き完了後、速やかに研究所の確認を受けること。

　（４）受注者は、借入物品の搬入出にあたり、必要に応じて適切な養生を行い、搬入先・搬出元の施設及び搬入出する機器に損害を与えないこと。なお、搬入出作業において、受注者が搬入出する借入物品及び県施設等に損傷を与えた場合、受注者は直ちに研究所に報告を行い、受注者の責任及び負担により修復等を行うこと。

　（５）受注者は、借入物品の梱包物、搬入出の際に使用した養生品及びその他不要となった資材について、搬入・出完了後、速やかに撤去すること。

　（６）機器等の導入にあたり、ネットワーク、電源、付帯設備は、既存設備を流用することとしているが、設置にあたっては、受注者が自らこれらの設備の確認を行うこととし、当該設備の利用について支障がある場合には、研究所の了解を得たうえで、受注者の責任において設置可能とする対応を行うこと。

## ３．２　借入物品の調達に係る要件

（１）仕様書別紙３－１～３－８に示す機能要件を満たすハードウェア及びソフトウェアを調達すること。

　（２）各機器を納入場所に搬入し、仕様書別紙４のとおり設置し、仕様書別紙６に示した付帯作業を実施すること。

（３）設置に当たっては、既存機器、既存配線等に影響を与えないよう十分に配慮し、調達機器の設定時に位置調整が必要な場合は、操作・業務に支障が生じないよう適切に対応すること。

　（４）山梨県のネットワークに接続し、各機器が利用可能となるように次の設定作業（設定後の動作確認を含む）を行うこと。なお、設定作業の詳細については、別途、山梨県と協議の上、決定する。

ア　ネットワーク設定

イ　別途指定するドメインへの参加

ウ　資産管理ツール等の設定

エ　その他、利用するソフトウェア（Microsoft Office、ウイルス対策ソフト、システムソフトウェア等）の設定

## ３．３　借入物品の保守に係る要件

　（１）機器及びシステムが常に完全な機能を保つように、仕様書別紙３－１～３－８に示す借入物品のうち「保証・保守サービス」を付すことを要件としているものについて保守作業を行うこと。

（２）保守作業の実施スケジュール等を内容とする保守計画書及び保守体制図を作成の上、研究所が別途指定する期日までに提出し、承認を得ること。

（３）受注者は、借入物品等の保守に当たって山梨県庁及び県施設内を使用する場合、研究所と協議の上、研究所が規定する必要な手続きを実施し、承認を得ること。

（４）借入物品のうちハードウェアは、設置から撤去までの期間、保守部品の供給を保証すること。

（５）保守作業要件

　　　ア　借入物品等について保守作業を行った場合に、保守業務実施報告書を速やかに研究所に提出すること。

　　　イ　障害対応

　　　　　・障害原因に係る調査の実施、原因の特定

　　　　　・障害時の即時オンサイト対応、導入機器障害に対する障害復旧作業、必要に応じた部品の交換

　　　ウ　定期メンテナンス

　　　　　・年１回の定期点検の実施

　エ　ソフトウェア等のサポート

　　　　　・ソフトウェアバージョンアップ権利の取得

　　　　　・ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新権利の取得

　　　　　・購入ソフトウェアに対する各種技術支援（電話、メールでの問い合わせ対応等）

　　　　　・購入ソフトウェアの不具合やセキュリティに関する情報収集及び修正パッチ、リビジョンアップ、バージョンアップ作業等の実施

　　　　　・保守・技術情報等の提供

（６）毎年契約更新が必要なソフトウェアライセンスや保守契約については、借入物品の賃貸借期間

中に契約が途切れないように契約更新した結果を報告すること。

## ３．４　借入物品の撤去及びデータ消去に係る要件

　（１）受注者は、借入物品の撤去及び搬出について、研究所と事前に協議の上、実施すること。

　（２）受注者は、撤去及び搬出作業の実施にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守すること。

（３）受注者は、賃貸借期間満了後の借入物品の撤去時に、研究所の立会のもと、借入物品に搭載されているハードディスク等の記録装置のデータ消去を行うこと。

（４）データ消去方法は、記憶装置の情報の復元が完全に不可能な状態とするものであること。

（５）受注者は、原則としてデータ消去作業を研究所の施設内で実施するものとし、作業日時（期間）、作業方法等について、事前に研究所の承認を得ること。

（６）受注者は、データ消去作業完了後、借入物品を搬出し、その結果を研究所に「撤去報告書」として提出すること。

（７）受注者は、データ消去作業を受注者以外が実施する場合には、業務体制図を作成の上、事前に研究所に提出すること。

（８）受注者は、データ消去作業の作業日時（期間）、作業方法等について、事前に研究所の承認を得ること。また、研究所が、データ消去作業の立会を求めた場合には、対応すること。

（９）受注者は、データ消去作業結果について、データ消去作業を自ら実施する場合は、受注者が作成する「データ消去証明書」を研究所に提出すること。受注者以外が実施する場合は、作業を実施する事業者が作成する「データ消去証明書」を添付して、研究所に「データ消去作業完了報告書」として提出すること。

　（１０）研究所が、必要と判断した際には、受注者の撤去及び搬出作業について作業内容の検査を行うことがある。受注者はこれに応じ、協力すること。

　（１１）借入物品が再リースになった場合、撤去、搬出及びデータ消去作業は再リースの期間満了後に行うこと。

　（１２）撤去、搬出及びデータ消去に係る全ての経費は、本調達に含まれること。

# ４　その他

## ４．１　情報セキュリティ要件

　（１）受注者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記２「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

　（２）受注者は、研究所が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。

　（３）受注者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、研究所の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し研究所の承諾を得た上で実行すること。

　（４）受注者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。

　（５）受注者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに研究所に報告すること。

　（６）情報セキュリティ対策に関して、研究所が受注者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。なお、契約締結時には、「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」を研究所に提出すること。また、これらの状況に変更があった場合には、速やかに研究所に提出すること。

　（７）受注者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、研究所の求めに応じ、研究所と協議を行い、合意した対応を実施すること。

## ４．２　機密保持

　（１）受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、研究所から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。

　　　ア　研究所から取得した時点で、既に公知であるもの

　　　イ　研究所から取得後、受注者の責によらず公知となったもの

　　　ウ　法令等に基づき開示されるもの

　　　エ　研究所から秘密でないと指定されたもの

　　　オ　第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に研究所と協議の上、承認を得たもの

　（２）受注者は、研究所の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

　（３）受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

　（４）受注者は、本調達に係る検査後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る研究所に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、研究所から貸与されたものについては、検査後１週間以内に研究所に返却するものとする。

## ４．３　知的財産権の帰属等

　（１）本調達に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む）は、受注者が本調達以前より権利を保有していた等の明確な理由により、本調達に係る契約時等にあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、研究所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、全て研究所に帰属するものとする。また、研究所は、提出された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第４７条の３の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

　（２）本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

　（３）本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

　（４）本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に研究所へ報告し、承認を得ること。

　（５）本調達に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。

　（６）著作権以外の知的財産権について、本調達で発生した権利は、原則、研究所に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。ただし、研究所から提供するものは除く。

## ４．４　契約不適合責任等

　（１）検査完了後に、本調達について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者の責任、負担において、研究所と協議の上、契約書第８条の規定により迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて研究所に報告を行うこと。

## ４．５　遵守事項

　（１）民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。

　（２）山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

　（３）搬入する機器について、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策、ＶＤＴ作業における労働衛生管理等の環境配慮を行うこと。この際、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に記載された事項については、必要な対応を行うとともに、特に、執務室に設置する機器に関しては、執務室の環境に配慮すること。

## ４．６　特記事項

　　　本仕様書に定めのない事項については、研究所と受注者が協議の上、別に定めることとする。